

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年10月14日（平成28年（独情）諮問第86号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（独情）答申第86号）

事件名：平成28年度科学研究費助成事業応募者一覧（特定部局）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 平成28年度科学研究費助成事業継続課題一覧（特定部局）

文書2 平成28年度科学研究費助成事業応募者一覧（特定部局）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年9月26日付け広大総務第16-116号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

本情報開示請求は、本年度（平成28年度）より広島大学で始まった「科研申請件数に基づく傾斜配分」について、その制度の運用に重大な疑義が生じたためのものである。

特定部局特定組織に所属する各教員への配分に係る事実関係の確認には、特定教員Aと特定教員Bの科研申請数の確認が必要であるが、文書1は全て開示してあるにもかかわらず、文書2では応募者氏名が全て黒く塗られてあり事実確認ができない。

よって、文書2の特定教員Aと特定教員Bが確認できるよう、少なくとも特定教員Aと特定教員Bの氏名の部分の開示も求める。

(2) 意見書

本情報開示請求は、本年度（平成28年度）より広島大学で新たに始まった「科研申請件数に基づく傾斜配分制度」について、不自然かつ不合理な予算配分が発覚し、その制度の運用に重大な疑義が生じたための

ものである。

「業績」は、各種評価、研究費配分や給与の基礎資料として用いられるが、特定部局では、公式記録で公的な外部評価の資料でもある「年報」に多数の水増し・業績改ざんが発覚し、論文等の統計資料も全く信頼できないものとなっている。また、個人の業績についても、大学のデータベースの一部を公表している「研究者総覧」の中にも多数の業績水増しが発覚するという異常な状況が生じている。

不透明な研究費配分は、特定事業でも問題となったが、実際には研究費は配分されていない業績水増しのためとしか考えられない、実態のない「共同研究」が多数存在すること、また、部局幹部とその関係者の一部にしか研究費が配分されていないという事実が、情報開示請求からも明らかとなってきている。

特定部局特定組織の所属教員について、科研申請には重複申請の制限等があるため、私を除いた教員に特定件数の申請が可能であったのか指摘したところ、不合理的な説明、あるいは説明の拒否が繰り返された。

事実関係の確認には、特定教員 A と特定教員 B の科研申請数の確認が必要であるが、文書 1 は全て開示してあるにもかかわらず、文書 2 では応募者氏名が全て黒く塗られてあり事実確認ができない。よって、文書 2 の特定教員 A と特定教員 B の分が確認できるよう、少なくとも特定教員 A と特定教員 B の氏名の部分の開示も求める。

大学は、「個人名は個人情報」と主張するが、「科研申請件数に基づく傾斜配分」については、予算配分の透明性・合理性・正当性が求められ、また説明責任が伴うものである。科研申請件数に基づく傾斜配分制度が、個人的な利害関係をもつ一部の職員による不透明な配分、恣意的な配分、不適切な利益供与に用いられることなく、適正に運用されるためには、各研究者の「申請数」の情報は、公表しなければならない性質のものである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、全部を開示とした文書 1 及び一部を開示とした文書 2 である。

2 原処分維持の理由

審査請求人は、文書 1 は全て開示してあるにもかかわらず、文書 2 では応募者の氏名が開示であるので、少なくとも特定教員 A と特定教員 B の氏名の開示を求めているが、本学としては、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

不開示とした部分は、平成 28 年度科学研究費助成事業へ新規に応募した者の氏名及び研究者番号である。これらの情報は、個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であり、法5条1号に該当する情報として不開示とした。

なお、科学研究費助成事業への新規応募時の情報は、法5条1号ただし書イにいう慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日 | 審議 |
| ④ | 同年11月4日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1及び文書2であり、処分庁は、文書1については全部開示し、文書2についてはその一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると、文書2のうち、科学研究費助成事業に新規に応募した各教員の氏名及び研究者番号が記載された部分が、法5条1号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該部分は、いずれも法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該情報については、処分庁においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

また、当該情報は個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋